

令和3年4月22日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会  
( 公 印 省 略 )

不妊治療と仕事の両立ができる職場環境整備等に向けた取組に関して（要請）

この度、標記に関し、内閣府特命担当大臣、及び厚生労働大臣より、本会会長宛てに、別紙のとおり要請がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

令和3年4月22日

全国中小企業団体中央会会長 殿

## 不妊治療と仕事の両立ができる職場環境整備等に向けた取組に関する要請書

子供の数に関する希望がかなわない理由として、「欲しいけれどもできないから」と答える方の割合は2割を超えており、男女問わず不妊に悩む方への支援を通じて、子供を持ちたいと願う方の希望をかなえていくことが重要です。

「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、不妊治療への支援として、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備などを盛り込んでおります。

とりわけ、近年、晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組となっている一方、厚生労働省が平成29年度に実施した調査によれば、不妊治療経験者のうち16%（男女計（女性は23%））の方が仕事と両立できずに離職するなど、不妊治療と仕事の両立支援は社会的な課題となっております。

こうした状況に対応するため、政府においては、内閣府及び厚生労働省が連携して不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チームを開催し、昨年12月に「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた今後の取組方針」を取りまとめるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に、不妊治療と仕事の両立に関する内容を盛り込み、本年4月から適用しています。

不妊治療と仕事の両立を困難としている要因としては、不妊治療を受ける御本人にとっては、通院回数が多いこと、不妊治療を受ける精神面での負担が大きいこと等の声があるとともに、そもそも不妊や不妊治療についての認識が職場内であまり浸透していないことも背景にあると考えられます。このため、政府としては、事業主や上司・同僚の不妊治療等に対する理解の促進、不妊治療を受けやすい職場環境の整備が重要であると考えております。

また、こうした取組を進めていただくことは、各企業における労働者の離職防止や人材確保の観点からも重要と考えております。

つきましては、下記の事項につきまして、会員企業の皆様に対する周知啓発に御協力をいただくとともに、各企業の実情に応じた取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

政府としても、不妊治療も含め妊娠・出産への理解を深めるための情報発信や社会的機運の醸成に向けて取り組んでまいりますので、貴団体及び会員企業の皆様におかれましても、御協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

一 不妊治療に係る実態や職場で配慮すべきこと（休暇の取得、プライバシーの保護や相談対応等）などについて、企業内での理解促進に努めていただきますようお願いいたします。

職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、厚生労働省では、別添1及び別添2を作成していますので、企業内での周知にあたり御活用ください。

二 不妊治療と仕事の両立を支援するためには、通院に必要な時間を確保しやすいよう、半日・時間単位で取得できる年次有給休暇制度（利用目的を問わず取得可能であり、利用目的を事業主に伝える必要はありません。）、不妊治療にも対応できる多目的な特別休暇制度、時差出勤やフレックスタイム制等の柔軟な働き方、不妊治療のための特別休暇制度などの活用が効果的であると考えておりますので、導入について御検討いただきますようお願いいたします。その際、不妊治療を受けている労働者の中にはそのことを職場に知られたくない方がいることにも配慮し、多様な選択肢を用意することが望ましいと考えております。

なお、仕事と不妊治療の両立支援に取り組む企業の取組事例については、別添2において紹介しておりますので、御参照ください。また、令和3年度予算事業として、不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む事業主向けセミナーを実施するとともに、中小企業事業主向け助成金を設けておりますので、これらの活用も御検討ください。（別添3）

三 不妊治療を含む妊娠・出産等に関する否定的な言動が妊娠・出産等に関するハラスメントの発生の原因・背景になり得ること等に御留意いただき、また、プライバシーの保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報の取扱いにも御留意ください。

四 各都道府県、指定都市、中核市が設置している不妊専門相談センターにおいては、男女を問わず、不妊や不育症に関する医学的・専門的な相談や心の悩みの相談、不妊治療と仕事の両立に関する相談への対応、不妊治療や不育症治療に関する情報提供を行っておりますので、企業内で相談を受けた労働者に情報提供いただくようお願いいたします。

(別添1) 本人、職場の上司・同僚向けハンドブック「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>

(別添2) 事業主向けマニュアル「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>

(別添3)

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000764627.pdf>

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764163.pdf>

(参考資料)

不妊治療と仕事の両立のために（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チームについて（内閣府HP）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/infertility/index.html>

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000742874.pdf>

内閣府特命担当大臣

**坂本哲志**

厚生労働大臣

**田村憲久**